

大分県報

令和五年
号外（四五）
三月三十一日

（金曜日）

目次

訓令 甲

大分県文書管理規程の一部改正……………

訓令 甲

教育委員会訓令甲

警察本部訓令

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程の一部改正……………

○訓令 甲

大分県訓令甲第十号

本 庁
地 方 機 関

大分県文書管理規程（平成二十二年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四条第二項中「大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号。以下「個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」）に改める。

第八十六条第三号中「個人情報保護条例第二十四条第一項」を「個人情報保護法第九十二条」に改める。

第八十七条第五号中「個人情報保護条例第十四条」を「個人情報保護法第七十六条第一項」に、「個人情報保護条例第二十三条」を「個人情報保護法第九十条第一項」に、「個人情報保護条例第二十六条」を「個人情報保護法第九十八条第一項」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「個人情報保護条例第十八条」を「個人情報保護法第八十二条」

に、「個人情報保護条例第二十四条」を「個人情報保護法第九十三条」に、「個人情報保護条例第二十七条」を「個人情報保護法第一百一条」に、「利用停止等決定」を「利用停止決定」に、「利用不停止等決定」を「利用不停止決定」に改める。

別表第一中

全国育樹祭推進室

（全育）

を

全国豊かな海づくり大会推進室

（全海推）

に、

宇佐土木事務所

（宇土）

を

玉来ダム建設事務所

（玉夕）

を

宇佐土木事務所

（宇土）

に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

○訓令 甲

○教育委員会訓令甲

○警察本部訓令

大分県訓令甲第十一号

大分県教育委員会訓令甲第二号

大分県警察本部訓令第二十五号

知事 部 局

教 育 庁

警 察 本 部

大分県訓令甲第二十四号

平成十五年大分県教育委員会訓令甲第九

大分県警察本部訓令甲第十七

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程

号 号
の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県 教育委員 会

大分県警察本部長 種田 英明

別表第二中「工業振興課長」を「工業振興課長
工業振興課新産業振興室長」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。